

桶川市「人・農地プラン」作成検討会設置要綱

(設置)

第1条 人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）に基づき、地域での話合いにより、地域の中心となる経営体（以下「経営体」という。）の確保、経営体への農地の集積、経営体とそれ以外の農業者を含めた地域農業のあり方等を記載した「人・農地プラン」について検討するため、桶川市「人・農地プラン」検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次の事項を所掌する。

- (1) 桶川市「人・農地プラン」の計画内容の検討に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者から市長が委嘱する。

- (1) 桶川市内に居住し、農業に従事する者
- (2) さいたま農業協同組合の代表理事組合長又はその指名する者
- (3) 桶川市認定農業者協議会の会長又はその指名する者
- (4) 桶川市農業委員会の会長又はその指名する者
- (5) 桶川市環境経済部長

3 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 検討会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によるものとする。

3 会長は、会務を総括し、検討会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会の会議は、会長が招集し、その議長を務める。

2 検討会は必要に応じ、委員以外の者の出席を求めることができる。

3 検討会の会議は、公開とする。ただし、会長が特に必要と認めるときは、検討会に諮って公開しないことができる。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、環境経済部農政課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年11月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。